

千葉市中央区選挙管理委員会告示第14号

令和3年3月21日執行予定の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定するポスター掲示場を次のとおり設置した。

令和3年3月6日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 荒川 眞 治

